

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年12月22日（火）第169号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 4
- 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 6
- 鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（※）（観光課取扱い） 6
- 鹿児島県部等設置条例及び鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例の一部を改正する条例（※）（総務企画課取扱い） 6

条 例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第48号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 9 条 を 次 の よう に 改 め る。

（福祉手当）

第 9 条 福祉手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が、福祉に関する業務に従事したとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- (2) 職員が、福祉に関する業務（児童相談所に係るものに限る。）に従事したとき。

2 福祉手当の額は、前項第 1 号に掲げる場合は勤務 1 月につき12,800円以内、前項第 2 号に掲げる場合は業務に従事した日 1 日につき1,000円以内とする。

第 2 条 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「福祉手当」を「社会福祉業務手当」に改める。

第 4 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 職員が、法第 53 条の 12 に規定する結核登録票に登録されている者に接し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導又は調査の業務に従事したとき。

第 4 条第 2 項ただし書を削る。

第 9 条を次のように改める。

(社会福祉業務手当)

第 9 条 社会福祉業務手当は、職員が社会福祉に関する業務に従事したときに支給する。

2 社会福祉業務手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、1,000 円以内とする。

第 35 条を次のように改める。

(夜間部従業手当)

第 35 条 夜間部従業手当は、職員が県立短期大学第二部の事務に従事したときに支給する。

2 夜間部従業手当の額は、事務に従事した日 1 日につき、580 円以内とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定及び次項から附則第 4 項までの規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(福祉手当に関する経過措置)

- 3 職員が第 1 条の規定による改正前の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 9 条の規定により支給されていた令和 2 年 4 月からこの条例の公布の日の属する月までの各月の福祉手当の額が、改正後の条例第 9 条の規定により支給される各月の福祉手当の額を超えることとなるときのその者の当該月の福祉手当の額は、改正後の条例第 9 条の規定にかかわらず、改正前の条例第 9 条の規定により支給された福祉手当の額に相当する額とする。

(福祉手当の内払)

- 4 改正後の条例第 9 条の規定を適用する場合においては、改正前の条例第 9 条の規定に基づいて令和 2 年 4 月 1 日以後の分として支給された福祉手当は、改正後の条例第 9 条の規定による福祉手当の内払とみなす。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 49 号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「始良市」の次に「，瀬戸内町」を加える。

別表企画部の表1の項中「錦江町」の次に「，肝付町」を加える。

別表環境林務部の表4の2の項中「大崎町」を「さつま町，湧水町，大崎町」に改め，同表4の4の項中「大崎町」を「さつま町及び大崎町」に改め，同表4の5の項及び4の6の項中「大崎町」を「さつま町，湧水町，大崎町」に改める。

別表農政部の表1の項中「天城町」の次に「，伊仙町」を加える。

別表土木部の表1の2の項中「阿久根市」の次に「，出水市」を加え，「及び和泊町」を「，和泊町及び知名町」に改め，同表1の2の2の項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（河川法第100条第1項に規定する準用河川が所在する市町村に限る。）

別表土木部の表1の2の3の項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（河川法第4条第1項に規定する一級河川，同法第5条第1項に規定する二級河川又は同法第100条第1項に規定する準用河川が所在する市町村に限る。）

別表土木部の表2の項中「各市」の次に「，さつま町」を加える。

別表危機管理防災局の表1の項中「南九州市」の次に「，始良市」を加え，同表2の項中「及び南九州市」を「，南九州市及び始良市」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がし

た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 50 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ぐらし保健福祉部の表 15 の項事務の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項の(1)中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項の(2)中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同項の(3)中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料」に改め、同項の(4)中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同項の(5)中「第 30 条の 2 第 1 項」を「第 30 条の 2」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表 21 の項の(9)中「第 14 条第 6 項（同条第 9 項）」を「第 14 条第 7 項（同条第 13 項）」に改め、同項の(9)の 2 中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改め、同項の(9)の 3 中「第 14 条第 9 項」を「第 14 条第 13 項」に改め、同項の(15)の 6 中「第 40 条の 2 第 2 項」を「第 40 条の 2 第 1 項」に改める。

別表第 1 商工労働水産部の表 1 の項の(7)及び(8)を削り、同項の(6)中「第 36 条第 1 項（同条第 4 項）」を「第 88 条第 1 項（同条第 5 項）」に改め、同項の(6)を同項の(8)とし、同項の(5)中「第 26 条第 1 項ただし書」を「第 79 条第 1 項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項の(5)を同項の(7)とし、同項の(4)中「第 24 条第 2 項」を「第 78 条第 2 項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項の(4)を同項の(6)とし、同項の(3)中「第 22 条第 1 項」を「第 76 条第 1 項」に改め、同項の(3)を同項の(5)とし、同項の(2)中「第 14 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）」を「第 72 条第 6 項」に、「漁

業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項の(2)を同項の(4)とし、同項の(1)中「第10条」を「第69条第1項」に改め、同項の(1)を同項の(3)とし、同項に(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 法第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船の漁業許可申請手数料	3,100円
(2) 法第58条において準用する法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船の漁業許可変更許可申請手数料	2,600円

別表第1農政部の表2の項事務の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項の(1)中「第2項」を「第3項」に改め、同表4の項事務の欄中「及び」を「,」に改め、「政令」という。)の次に「及び家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。以下この項において「省令」という。)」を加え、同項の(5)を削り、同項の(6)中「第32条」を「第23条」に改め、同項の(6)を同項の(5)とし、同項の(7)中「第32条」を「第23条」に改め、同項の(7)を同項の(6)とし、同項に次のように加える。

(7) 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
(8) 法第32条及び省令第38条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円
(9) 法第32条及び省令第39条の規定に	家畜人工授精所開	1,700円

基づく家畜人工授 精所開設許可証の 再交付	設許可証 再交付手 数料	
-----------------------------	--------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 2 年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第51号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正
する条例

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年鹿児島
県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条」を「第25条」に改める。

第 2 条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の
地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 2 年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第52号

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鹿児島県高千穂河原野営場の設置及び管理に関する条例（昭和62年鹿児島県条例第10号）は、
廃止する。

附 則

- この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 - この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
-

鹿児島県部等設置条例及び鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年12月22日

鹿児島県条例第 53 号

鹿児島県部等設置条例及び鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等
基金条例の一部を改正する条例

（鹿児島県部等設置条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県部等設置条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号中「第 75 回国民体育大会」を「特別国民体育大会」に改め、同条第 2 号中
「第 20 回全国障害者スポーツ大会」を「特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

（鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例の一部改正）

第 2 条 鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例（平成 24 年鹿児島
県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 75 回国民体育大会及び第 20 回全国障害者スポーツ大会」を「特別国民体育大
会及び特別全国障害者スポーツ大会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。